

細目についてはマネージャー及び保護者の話し合いによる事とする。

第 14 条（責任）本団では、試合及び練習等でのけが等については、応急処置は行うがその後の処置等については、一切の責任は負わない。また、練習、試合会場等への移動に伴う事故等の責任についても、御所川 SSD のスタッフ、当番についても一切の責任は問わないものとする。

第 15 条（表彰及び懲戒）

- (1) 本団の目的達成のため特に他クラブ等員の模範と認められた者は、役員会議及びコーチ会議等により協議のうえ、代表、監督がこれを表彰する。
- (2) 本団規約、指導方針等に著しく違反した場合、その他社会的に不都合な行為と認められる行為がある者はこれを懲戒する。懲戒は、役員会議においてこれを決定することとする。

第 16 条（退部）団を退部する場合は、保護者により退部届けを提出する。

（様式は適宜とする。）

第 17 条（慶弔）本団員の親族及び監督、コーチ等の親族において慶弔事がおこれば、その都度協議しこれに対応する。